

明石市廃棄物処理事業、下水道事業、水道事業

プラント機械・電気請負工事

設計変更ガイドライン

(抜 粋)

(平成 28 年4月 第1回改訂)

(平成 30 年4月 第2回改訂)

平成 24 年 10 月

明 石 市

目 次

1	ガイドラインの目的	P1
2	設計変更における留意事項	P1
3	設計変更ができないケース	P2
4	設計変更が可能なケース	P2
4-1	設計図書間で一致しない場合	P2
4-2	設計図書に誤り又は記載漏れがある場合	P3
4-3	設計図書の表示が明確でない場合	P3
4-4	設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合	P4
4-5	予期することのできない特別な状態が生じた場合	P4
4-6	発注者が必要と認め変更する場合	P4
4-7	工事を一時中止する必要がある場合	P5
4-8	「設計図書の照査」の範囲をこえる場合	P6
5	関連事項	
5-1	指定・任意の正しい運用	P7
5-2	入札・契約時の契約図書等の疑義の解決	P8
6	施行期日	P8

1 設計変更ガイドラインの目的

機械・電気工事では、「プラント施設の性能を担保する」という大前提がある。性能を担保する方策としては、各製造業者が独自に開発・製造・調達する装置・機器及びそれらを組み合わせたシステムを発注することとなる。

発注にあたっては、既存施設の機能を維持した状態で現場状況を把握し、当初設計の段階から設計条件等を完全に反映することは困難な場合があり、設計変更をせざるを得ないケースがある。

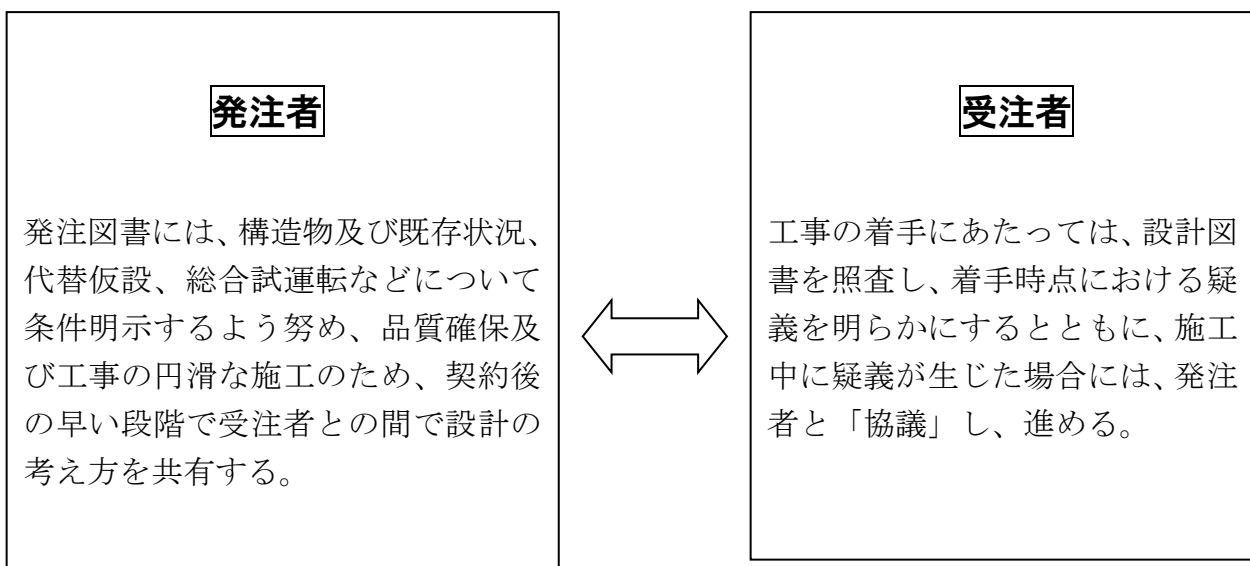
本ガイドラインは、工事請負契約約款等を踏まえ、設計変更にあたっての留意事項や過去の設計変更の事例より設計変更が可能であると思われる具体例を示すことで、公共契約における公正性、透明性の向上を図り、設計変更の手続きの円滑化を目的とするものである。

なお、「設計変更ガイドライン」については今後においても、関係者と協議し、必要事項については訂正・追加していくものである。

2 設計変更における留意事項

設計内容は、入札条件の前提となるものであり、これを契約後に安易に変更することは、契約内容の同一性を失わせ、入札の公正性を損なうとともに、受注者の本市に対する信頼を失うことになる。

このため、設計段階において、十分な事前調査や地元調整等を行い、安易に設計変更を行うことのないよう努める必要がある。



3 設計変更ができないケース

下記のような場合においては、原則として設計変更はできない。

- 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- 「承諾」で施工した場合
- 工事請負契約約款(以下、「約款」という。)に定められている所定の手続きを経していない場合(約款第 18 条から 24 条)
- 正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等)の場合

4 設計変更が可能なケース

下記のような場合においては設計変更が可能である。

- 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手できない場合
- 所定の手続き(「協議等」)を行い、発注者の「指示」によるもの

ただし、設計変更・先行指示にあたっては、下記事項に留意する。

- 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- 当該工事での変更の必要性を明確にする。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。)
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく適切に行うものとする。

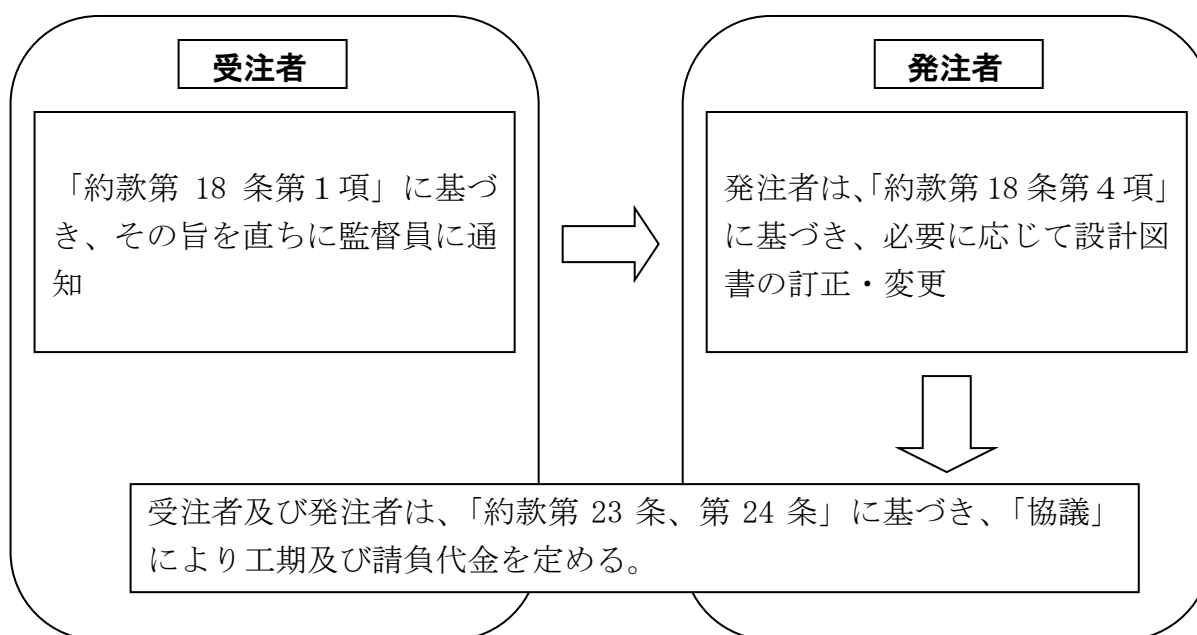
4-1 設計図書間で一致しない場合(約款第 18 条第 1 項第 1 号)

図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書において、一致しない場合。

ただし、これらの優先順位が定められている場合は除く。

- (1) 設計変更を行うまでの手続き

図-1 設計変更を行うまでの手続き



4-2 設計図書に誤り又は記載漏れがある場合(約款第 18 条第 1 項第 2 号)

(1) 具体的な事例

- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、タンクや槽などの堆積物の除去に関する一切の条件明示がない場合
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、代替仮設備に関する一切の条件明示がない場合
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、手掻スクリーン工など別途労務に関する条件明示がない場合

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図-1 と同様

4-3 設計図書の表示が明確でない場合(約款第 18 条第 1 項第 3 号)

(1) 具体的な事例

- 「必要なもの一式」などの記載はあるが、具体的な仕様の明示がなく、想定外の納入が必要となる場合

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図-1 と同様

4-4 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

(約款第 18 条第 1 項第 4 号)

(1) 具体的な事例

- 設計図書に再利用と明示された部品が実際には老朽化のため使用できず、新たに製作する場合

(2) 設計変更を行うまでの手続き

図-1 と同様

4-5 予想することのできない特別な状態が生じた場合(約款第 18 条第 1 項第 5 号)

(1) 具体的な事例

- 工事範囲外の他設備が故障等により、長期間にわたり現場施工が困難となった場合
- 保全工事等で機器のオーバーホール時に、分解して判明した予想することのできない劣化状況により、予定外の部品交換が必要であることが判明した場合

(2) 設計変更を行うまでの手続き

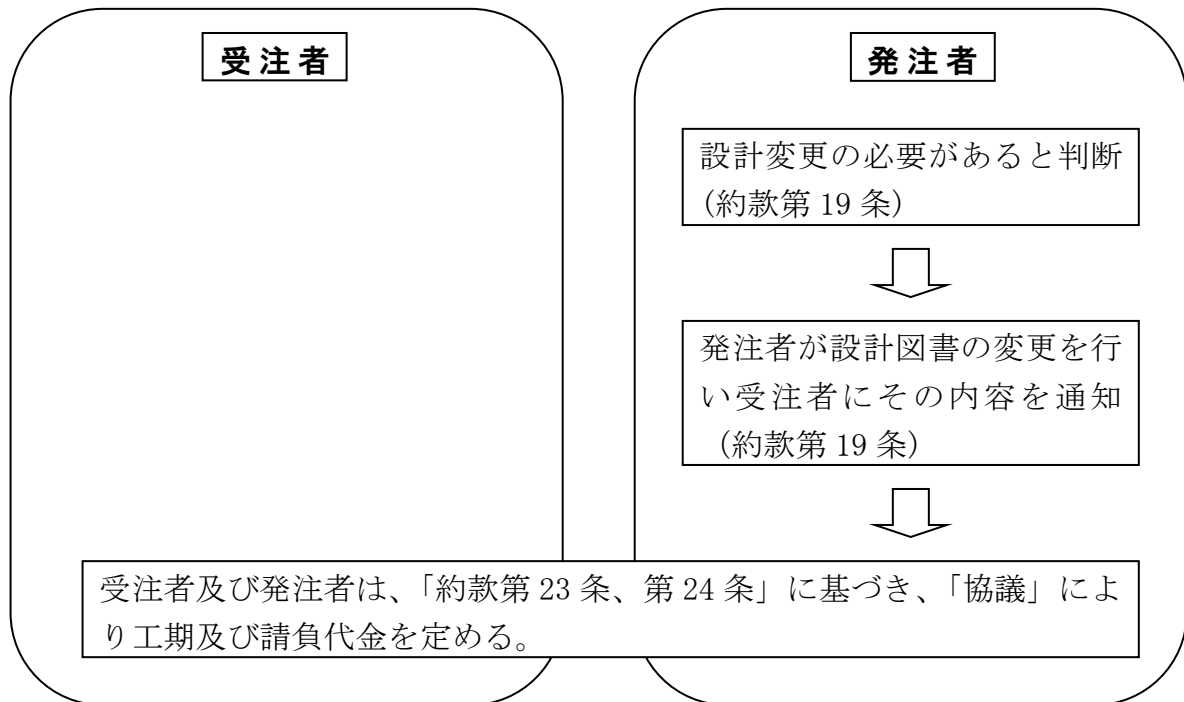
図-1 と同様

4-6 発注者が必要と認め変更する場合(約款第 19 条)

(1) 具体的な事例

- 地元調整の結果、施工範囲、施工時間、施工日を変更する場合
- 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する場合
- 河川、警察等の管理者、電気・水道・ガス等の企業者との協議により、施工内容の変更、工種の追加を行う場合
- 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する場合

図-2 発注者の都合により設計変更を行う場合の手続き



4-7 工事を一時中止する必要がある場合(約款第 20 条)

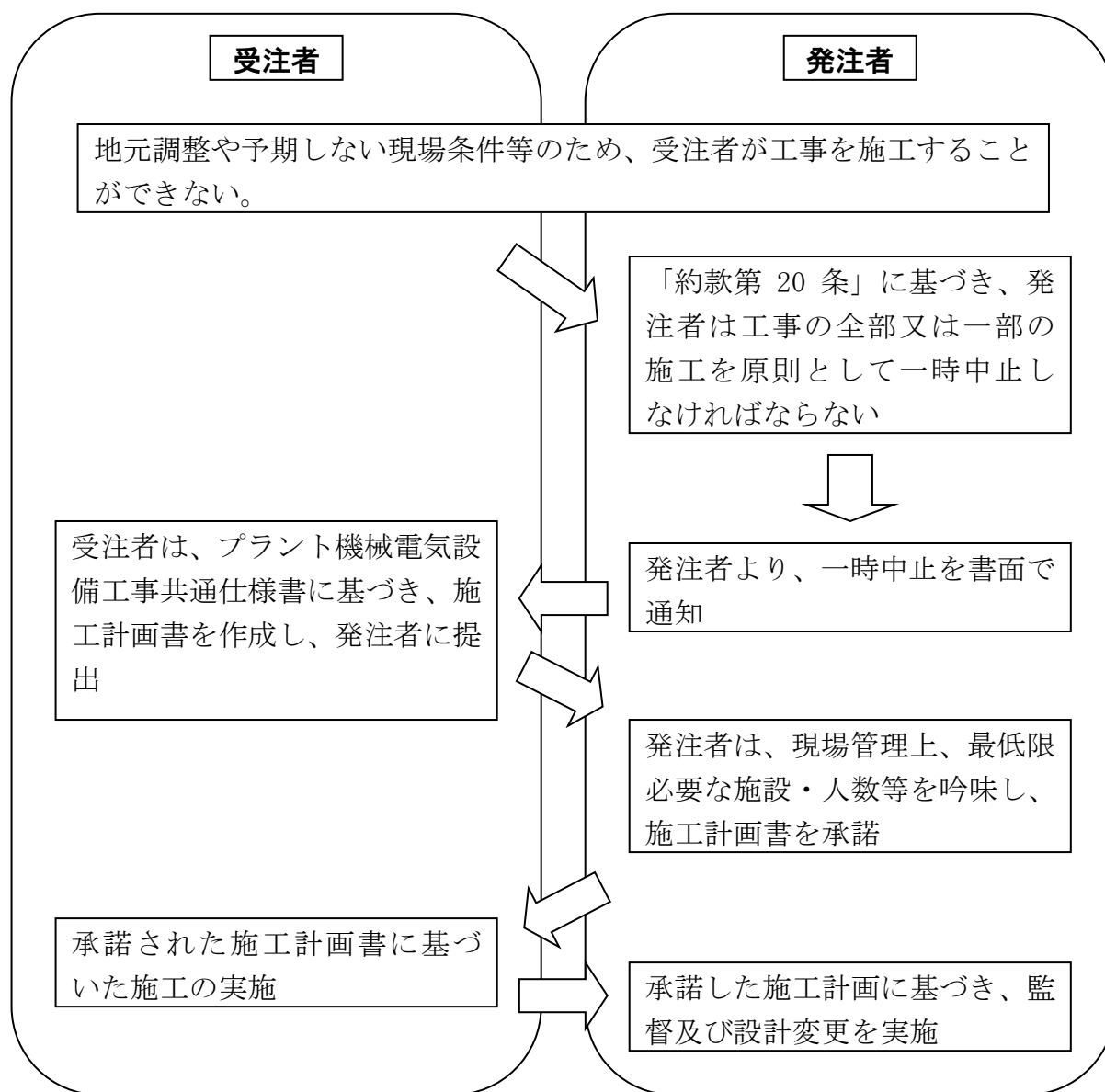
受注者の責に帰することができないものにより、工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合をいう。

(1) 具体的な事例

- 設計図書に工事着手時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- 警察、河川・鉄道管理者等管理者間協議が未了の場合
- 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- 地元調整等、受注者の責によらない何らかのトラブルが生じた場合

(2) 工事を一時中断する場合の手続き

図-3 工事を一時中断する場合の手続き



4-8 「設計図書の照査」の範囲をこえる場合

発注者は、受注者に「設計図書の照査」の範囲をこえる設計図書の訂正又は変更を実施させる場合において、必要があると認められる場合は、工期、請負代金を変更しなければならない。

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲をこえる行為としては、以下のものなどが想定される。

- 現地確認の結果、想定していた場所には機器が置けず、別フロア等に配置変更が必要となり、新たに設計図を作成する必要があるもの。

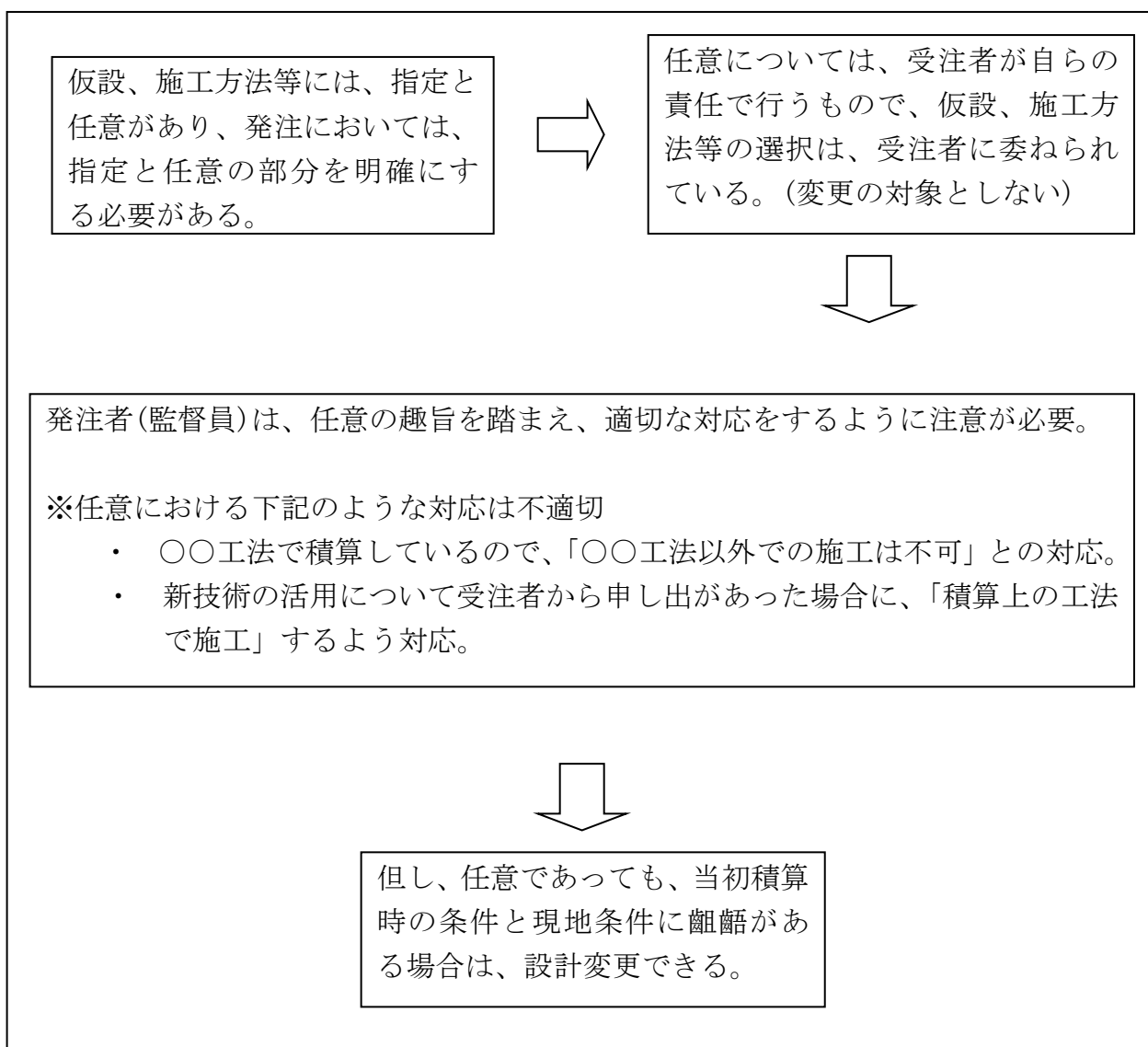
5 関連事項

5-1 指定・任意の正しい運用

指定・任意については、約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ① 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- ② 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ③ 但し、当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。

図-4 指定・任意の運用フロー



5-2 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

契約図書等についての疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、円滑な設計変更につながることになる。(受注者等への指導)

[入札前]

入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書案等について疑義がある場合は、質疑することができる。

[契約後]

受注者は、施工前及び施工途中において、約款第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合には、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。

又、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

6 施行期日

- (1) このガイドラインは、平成 24 年 10 月 11 日から施行する。
- (2) このガイドラインは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- (3) このガイドラインは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。